「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(案)に関する意見募集 について」に対して寄せられた御意見等について

> 令 和 5 年 4 月 2 4 日 厚生労働省労働基準局安全衛生部 化 学 物 質 対 策 課

標記について、令和5年2月17日から令和5年3月18日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計29件の御意見をいただき、うち25件は本件に関する御意見、残り4件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです(取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。)。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

जर		
番	御意見の要旨	御意見に対する考え方
号		P-1/2001 - 2/3 / @ 237073
1	【成分の含有量通知・改正の趣旨】	本改正は、営業上の秘密を保持しつつ、譲渡
	成分の含有量の通知について、「相手方の事	等の相手方の事業者におけるリスクアセス
	業者から求めがあるときには」とあるが、	メントのために必要な情報を通知すること
	この部分は「求めがあった場合のみ」であ	を目的としていることから、相手方の事業者
	り、求めがない場合は、より詳細な内容を	から、リスクアセスメントの実施のために含
	通知することは努力義務という解釈でよい	有量に関するより詳細な内容の求めがない
	か。	場合について、詳細な内容を通知することを
		法令上努力義務とする予定はありません。
2	【成分の含有量通知・改正の趣旨】	本改正では、リスクアセスメント対象物の
	「相手方の事業者から求めがあるときに	製造又は取扱いを行わず譲渡・提供のみを
	は、・・・当該相手方の事業場におけるリ	行う事業者においては、リスクアセスメン
	スクアセスメントの実施に必要な範囲内	トの実施義務はないため、含有量に関する
	において、当該物の成分の含有量につい	より詳細な内容が必要とされることは想
	て、より詳細な内容を通知しなければな	定していないことから、「当該相手方の事
	らないこととする。」との案について、相	業場におけるリスクアセスメントの実施
	手方の事業者がリスクアセスメントを実	に必要な範囲内において」と規定していま
	施する事業者に限定されてしまい輸入業	す。
	者が含まれないため、「リスクアセスメン	
	トの実施」を「SDSの交付等またはリス	
	クアセスメントの実施」として欲しい。	
3	【成分の含有量通知・改正の趣旨】	今般の改正は、不特定多数の相手方の事業
		者に対象物を譲渡・提供する場合も想定し

ント幅での通知を認めることは合理的で は無いため、実際の含有量によって記載 幅を細かく設定することが望ましい。

10 パーセント幅の通知では、ユーザーは 上限の濃度でリスクアセスメントを実施 するため、本来は必要のない過剰な対策 を実施する結果となり、無駄が生じるた め、ユーザーが譲渡・提供者に詳細な含有 量の開示を求めることとなり、秘密保持 契約を締結する必要が生じる。極力、相手 方の事業者が譲渡・提供者に対してより 詳細な情報開示を求めなくても済む様 に、実際の含有量によって許容する記載 幅を細かく設定することが望ましいと考 える。

実際の含有量に関わらず、一律 10 パーセ | て、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。)の規定の範囲 内で、営業上の秘密を保持しつつ、リスク アセスメントの実施に必要な情報を通知 するため、SDS等による成分の含有量の 通知方法の見直しを行ったものです。

> 具体的には、営業上の秘密にあたるものに ついては、10パーセント刻みの通知を認め た上で、譲渡・提供する相手方の事業者か ら求めがあるときには、成分の含有量に係 る秘密が保全されることを条件に、当該相 手方の事業場におけるリスクアセスメン トの実施に必要な範囲内において、当該物 の成分の含有量について、より詳細な内容 を通知しなければならないこととしたも のです。

> 求める内容については、各事業場において 判断することとなりますが、一般的に、含 有量は、蒸気圧等から、実際の空気中の濃 度とは異なるため、数理モデルを用いたば く露推定の際に、目安として活用されるも のです。なお、現行の法令では、10パーセ ント刻みでの含有量表示となっているた め、現状を何ら変更するものではないこと を申し添えます。

4 【成分の含有量通知・改正の趣旨】

> 成分の含有量の通知について、営業上の秘 密に当たるか否かによってSDSの記載を 変更することは事業者に過度の負担となる こと、成分の含有量が営業上の秘密に当た る場合に外国では幅表記が認められており 国内の事業者が輸入品のSDSに重量パ 一セントを記載することができないことか ら、営業上の秘密に当たるか否かに関わら ず、10パーセント刻みの幅表記を認めてい ただきたい。

本改正は、営業上の秘密を保持しつつ、リ スクアセスメントの実施に必要な情報を 通知するため、SDS等による成分の含有 量の通知方法について改正を行うもので す。このため、営業上の秘密にあたらない 場合は、重量パーセントを通知する必要が あります。

営業上の秘密に該当するとして成分の含 有量が濃度範囲で表記された製品を外国 から輸入した場合には、国内で譲渡・提供 する事業者においても 10 パーセント刻み の濃度範囲の表記が可能となります。

【成分の含有量通知・改正の趣旨】 5 本改正案に賛成。

ご意見ありがとうございます。

- ・現在は通知事項のうち成分の含有量を秘密保持契約等を締結したうえでSDS以外の方法により別途通知する事も可能とされているが、川中の事業者が不特定多数の川下事業者に通知する必要がある場合において予め川上事業者と秘密保持契約等を締結することが困難であるため。

6 【通知の対象物】

- ・化学物質が密閉された状態で使用する よう設計されているものは法規制上SD S通知義務が無く、そもそも本改正の対 象になり得ないとの判断で良いか。
- ・「主として一般消費者の用に供される製品」を事業者が業務で労働者に使用させるために購入することを知りえた場合 (例えば、家庭用洗剤を製品の洗浄に使用、修正液を事務作業に使用するなど)、 その製品を譲渡・提供する事業者は本改正に従う義務が生ずるか。

7 【特別則適用対象物質の通知】

・今後は特別則該当物質と、新たに追加されるリスクアセスメント対象物の境を無

安衛法第 57 条の2の規定に基づく通知については、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡・提供する場合は対象から除外されています。「主として一般消費者の生活の用に供する製品」には、「表示対象物又は通知対象物が密閉された状態で取り扱われる製品」、「家庭用品品質表示法(昭和 37 年法律第 104 号)に基づく表示がなされている製品、その他一般消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入された製品」等が含まれ、これらについては通知義務の対象外ですので、本改正の対象となりません。

通知の対象物となるリスクアセスメント 対象物には、特定化学物質障害予防規則 (昭和47年労働省令第39号。以下「特化

くし、リスクアセスメント対象物として 一括りにする管理を指向するものと理解 しているが、今回の案で特化則等の対象 物質と他のリスクアセスメント対象物を 分ける理由は何か。リスクアセスメント 対象物が濃度範囲表記となるのであれ ば、特別則該当物質も同様で良いのでは ないか。

・特化則等の適用対象となる成分は含有 量の10パーセント範囲の記載の対象から 除外されているが、危険有害性の高い特 化則等で規定されている成分を含有する 製品であっても、ユーザーのリスクマネ ジメントが十分に実施できる状況とする ことができ、また、譲渡・提供する製品が ユーザー側の労働現場で消費され、ユー ザーの製品組成に組み込まれることがな い場合は、川下需要者の製品には含まれ ないことから、10パーセント範囲記載を 認めていただきたい。

則」という。)等の特別則の適用対象物質も 含まれます。

特化則等の特別則の適用対象物質につい ては、専門家による検討会報告書での提言 を踏まえ、含有量によって規定されている 法令の適用関係を明らかにする必要性等 があることから、本規定の適用を除外した ものです。

8 【営業上の秘密の記載方法】

・「事業者の財産上の利益を不当に害する おそれがあるものについては、その旨を 明らかにした上で」について、「その旨を 明らか」にする方法はどのような方法を 想定されているか。

「その旨を明らかにした上で」とはSD Sのどの項に記載すればよいか。

「その旨を明らか」にする方法は、SDS において、当該成分の含有量が営業上の秘 密に該当することを記載する等の方法を 想定しています。

JIS Z7253 に従って作成したSDSに おいては、3項(組成及び成分情報)に記 載することになります。

【営業上の秘密の記載方法】

過去に通知対象物の含有量を 10 パーセ ント幅表記で作成したSDS全てについ て、「その旨」(営業秘密の旨)を追記する ことは事業者にとって膨大な作業とな る。上記の幅表記がなされている場合は、 含有量情報はある程度明確になっている ため、SDS上での「その旨」の記載まで は不要ではないか。あるいは、「その旨」

成分の含有量については、労働安全衛生規 則(昭和47年労働省令第32号。以下「安 衛則」という。) 第34条の2の6第1項に おいて重量パーセントを通知しなければ ならないとしているところ、重量パーセン トの通知をすることにより事業者の財産 上の利益を不当に害するおそれがあるも のについて、今般の改正による 10 パーセ ント刻みの通知を認めるものであり、要件 の記載が必要な場合は、「施行日以降に作しに該当することを明示するために営業上 の秘密に該当する旨を記載することが必

要となります。なお、本改正は、製品が営 成のSDS」又は「努力目標」等、柔軟な 運用となるように見直しを希望する。 業上の秘密に該当する場合のみの特例措 置ですので、10パーセント刻みで表示した SDS全てについて対応していただく必 要はありません。 「10 パーセント未満の端数を切り捨てた 10 【含有量の具体的な記載方法】 「重量パーセントの通知を、10パーセン 数値と当該端数を切り上げた数値との範 ト未満の端数を切り捨てた数値と当該端 囲」については、改正前の安衛則第34条の 数を切り上げた数値との範囲をもって行 2の6の規定方法と同一であり、「10-うことができる」とあるが、 20%」等の 10 パーセント刻みの記載方法 具体的な記載例を示していただきたい。 となります。ただし、この範囲内でより狭 ・10 パーセントの範囲内でより狭い範囲 い幅の濃度範囲を示すことは差し支えあ りません。記載例については、事業者団体 の表記については問題ないか。 が公表する記載例も参考にしていただく ようお願いします。 含有量が 1 パーセント以下の成分につい 11 【含有量の具体的な記載方法】 含有量の通知について、1パーセント以 ても、その含有量を通知することにより事 下の成分は、機密度も高くなるため、幅に 業者の財産上の利益を不当に害するおそ れがあるものについては、本規定が適用さ よる記載を許容していただきたい。 れます。 12 【含有量のより詳細な内容】 譲渡・提供の相手方の事業者におけるリス ·「当該相手方の事業場におけるリスクア クアセスメントの実施に必要な範囲とし セスメントの実施に必要な範囲内におい て、譲渡・提供する事業者と、譲渡先の事 て、当該物の成分の含有量について、より 業者間で合意した濃度範囲を通知するこ 詳細な内容を通知しなければならないこ とを想定しています。 ととする。」について、「リスクアセスメン トの実施に必要な範囲内において」とは、 CREATE-SIMPLE で入力を求められる対象 物質の含有率の濃度範囲を想定している のか。 ・「より詳細な内容」について、相手方の 事業場におけるリスクアセスメント実施 に支障なければ、最大値あるいは幅を持 った値の通知でも良いとしていただきた い。 13 【含有量のより詳細な内容】 「より詳細な内容を通知」とは、リスクア 「当該物の成分の含有量について、より セスメントの実施に必要な範囲内で 10 パ ーセント刻みと比較して、より詳細な含有 詳細な内容を通知しなければならないこ

ととする。」とあるが、「より詳細な内容」

るのか。それとも、事業者の判断による範 囲表記でも良いのか。

とは重量パーセントでの通知が必須とな|量を通知する趣旨であり、重量パーセント の通知を必須とする趣旨ではありません。

14 【秘密の保全方法】

「当該物を譲渡し、又は提供する相手方 の事業者から求めがあるときには、成分 の含有量に係る秘密が保全されることを 条件に、当該相手方の事業場におけるリ スクアセスメントの実施に必要な範囲内 において、当該物の成分の含有量につい て、より詳細な内容を通知しなければな らないこととする。」について、どのよう な条件が「秘密が保全されることを条件 に」となるのか示してほしい。秘密が保全 されないと判断した場合は通知しなくて も良いのか。

秘密保持契約を前提とするにしても秘密 保持契約を締結するには時間も工数がか かるため、従前どおり10%幅の範囲での 表記を認めていただきたい。

もしくはリスクアセスメントの実施に必 要な範囲内において成分の含有量につい て通知が必要であれば、最大含有量を通 知することでも充足できると考える。

相手方の事業者から求めがあった際の「秘 密が保全されること」とは、秘密保持契約 その他事業者間で合意した方法で通知す ることを想定しており、そのような契約等 の合意が得られず、秘密が保全されない場 合は、より詳細な内容を通知する必要はあ りません。その場合は、10パーセント刻み で通知すればよいこととなります。

15 【第三管理区分場所の測定・改正の趣旨】

・事業者に管理を求めていく方向性は理 解できるが、作業環境測定のように6か 月以内に1回の測定も実施しないとなる と、永続的に環境測定をしない弊害がも たらされる可能性が高いと思われる。自 律的管理の中に、定期的にモニタリング する機能(法令等)を盛り込んでもらわな いとなかなか管理が難しくなる側面があ ると考える。コスト的には将来的に企業 としてはコストダウンになるが、管理と いう面では今回の改正は不安が多分にあ ると思う。

・令和4年5月31日の[「労働安全衛生 規則等の一部を改正する省令案に関する

特化則第 36 条の3の2第5項等において 第三管理区分に区分された場所は、作業環 境管理専門家の判断により改善措置等を 実施しても改善困難な場所であること、6 月以内ごとに1回、個人サンプリング測定 等により物質の濃度の測定(以下「保護具 選択測定」という。)を行い、呼吸用保護具 の有効性を担保していることから、重ねて 6月以内ごとに1回の作業環境測定を義 務付けなくても、有効なばく露防止対策を 実施することは可能と考えます。このた め、二種類の測定義務による現場の混乱を 防ぐことを目的とし、6月以内ごとに1回 の保護具選択測定を実施する第三管理区 分場所においては、6月以内ごとに1回の

意見募集について」に対して寄せられた|作業環境測定を実施することは要しない ご意見等について]の回答では、回答 No. 145 にて「個人サンプリング測定と安 衛法第65条とでは測定目的が異なるため 併行実施が必要」の旨回答されているが、 今回の改正案を受けて、有効な呼吸用保 護具を使用させる等により有効なばく露 防止対策が行われていれば、作業環境の 実態把握は不要と理解して良いか。

・令和4年厚生労働省令第91号により、 令和6年4月に施行予定の有機溶剤中毒 予防規則を例として、意見を述べる。「第 二十八条の三の二」から「第二十八条の三 の三」については、改善措置が難航する第 三管理区分と評価された場所で作業を行 う労働者に対し、早期に最適な呼吸用保 護具を適切に着用させること以外を望む べきではない。すなわち、本案を適用する ことは、作業環境測定による評価を行わ ず、衛生工学的措置による改善に尽力す ることを放棄し、「第二十八条の三の二第 四項」による保護具着用による措置のみ を選択することを許容してしまう恐れが あり、安易に作業環境測定を回避するべ きではなく、場の現状把握及び改善意思 は継続するべきである。場の正確かつ公 平な評価は、個人ばく露測定では不十分 である。行政が管理区分の推移を把握で きなくなることも懸念すべきである。先 のパブリックコメント「第三管理区分に 区分された場所に係る有機溶剤等の濃度 の測定の方法等(案)に関する意見募集に ついて」の意見募集結果には、「個人ばく 露測定は、作業環境測定基準に合致しな いため、作業場所に対して行う作業環境 測定と兼ねることはできません」とある。 この考え方こそが適切である。

とする所要の改正を行います。なお、今回 の改正は、作業環境測定の実施を「要しな い」とするものであり、事業者は、使用す る化学物質や作業方法等を変更した場合、 任意に作業環境測定を実施し、その結果に よって第一管理区分又は第二管理区分へ 環境が改善していることを確認すること ができるものと考えます。

16

【第三管理区分場所の測定・改正の趣旨】 第三管理区分場所においては、作業環境管 理専門家が作業環境の改善の可否等を判 現在、第1管理区分の作業場においては 事業所に専任する化学物質管理専門家の 下で作業環境測定を免除することが出来 る。

なので、第3管理区分における化学物質 管理においても化学物質管理専門家が責 任を負うのが妥当であると考える。

上記を踏まえて、化学物質管理専門家を専任している事業所において、化学物質管理専門家が作業環境測定を実施する必要が無いと判断した場合に限り、作業環境測定を実施することを要しないとすることを提案する。

断し、改善困難と判断された場合に、6月以内ごとに1回、保護具選択測定を行い、有効な呼吸用保護具の着用を義務付けられており、当該測定を行う場合、作業環境測定を実施することを要しないとする旨の内容が今回の省令改正案です。

第三管理区分の環境改善の可否等について、既に専門家である作業環境管理専門家の意見を聴いており、改めて化学物質管理専門家に作業環境測定の実施の可否について意見を聴く必要はないものと考えます。

17 【作業環境測定の方法】

第3管理区分で作業環境管理専門家による改善措置が困難となった場合、個人具をプリング法等で有効な呼吸用保護具をでもることは理解できる。一方で、使用させることは理解でで第2で、作業環境測定を行わない。「個人からでは第2管理区分の評価を「個人から」とは、第1管理区分の計画を「個人がよりである。「個人がよりである。現代ではないが。「個人がよりではないが。」ではないか。「個人がよりではないが。」ではないか。「個人がよりではないか。」ではないか。

第1管理区分又は第2管理区分であることの評価については、従来どおり、作業環境測定の測定結果の評価により行います。この場合の作業環境測定は、作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号)で定める方法による個人サンプリング法又は固定点で行う作業環境測定(A・B測定)のいずれかになります。

18 【その他所要の改正】

「その他所要の改正を行う」とあるが、どのような内容なのかが不明であり、意見を準備することができないため、どのような改正なのかを明示していただいた後に、再度意見募集の機会を設けていただきたい。

「その他所要の改正」については、別途パブリックコメントを行っている「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令案」(令和5年3月30日結果公示)における特化則第38条の3の掲示対象物質追加のための特化則改正に伴う条文の技術的な改正を行うものです。実質的に国民の権利義務に関わる改正ではないため、再度意見募集を行う予定はありません。

○ 本改正省令案とは直接関係の無い御意見

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	・通知事項のうち成分について、営業上の	いただいたご意見は、今後の制度改正にお
	秘密に当たる場合は通知を省略できる	ける参考とさせていただきます。
	ようにすべきとの意見	
	・ラベル表示の「表示をする者の氏名、住	
	所及び電話番号」の記載に関する意見	
	・労働基準監督署による事業場指導の方	
	法に関する意見	
	・製造委託先の安全に関する措置につい	
	ての意見	
	・既存の条文に関する質問	